除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である令和８年６月２２日までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、別紙物件目録表示の権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号

長崎県佐世保市吉井町乙石尾６８４番地
申立人　深江　耕三
権利を争う旨の申述の終期　令和８年６月２２日
令和８年８月７日　　佐世保簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　佐世保市吉井町高峰５７番２
公衆用道路１５７７平方メートル
２登記年月日番号　長崎地方法務局佐世保支局
昭和41年12月24日第6838号
３登記された権利の内容
登記の目的　賃借権設定　原因　昭和41年12月21日設定　借賃　10万円　支払期　昭和41年12月21日　存続期間　契約の日から30年　特約　譲渡、転貸ができる　賃借権者　佐世保市泉町３番４号　石本　須之助　共同目的物件　北松浦郡吉井町高峰免字立山５７番の土地

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６８号

福島県耶麻郡猪苗代町大字山潟字大妻1893番地１
債務者　有限会社柴田電子
代表者代表取締役　柴田　幸司
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　大輔
４　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後２時30分
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第６０７号

川崎市高津区下野毛１丁目４番10号
債務者　株式会社クジョー
代表者代表取締役　福田　　豊
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　慶
４　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前10時40分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１８１３号

名古屋市守山区小幡南１丁目２番10号　サンハイツ小幡502号
債務者　アズドラ株式会社
代表者代表取締役　東　　武徳
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　修一
４　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３５５号

埼玉県所沢市くすのき台三丁目４番地７カンファリエＡ
債務者　株式会社高進ハイテック
代表者代表取締役　渡邉紳太郎
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　弘子
４　破産債権の届出期間　令和８年９月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３５６号

東京都東村山市諏訪町二丁目32番地13
債務者　株式会社シーエムビー
代表者代表取締役　渡邉紳太郎
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　弘子
４　破産債権の届出期間　令和８年９月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０１号

奈良県橿原市東坊城町932－２
債務者　株式会社幸壽
代表者代表取締役　霜村　壽志
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　倫巨
４　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後１時30分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第５１号

鹿児島県南さつま市大浦町24746番地５
債務者　有限会社下村工務店
特別代理人　弁護士　伊藤　俊介
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月２日午前11時
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第３５５１号

大阪府八尾市久宝寺４丁目１番７号
債務者　有限会社アール・イワキ
代表者取締役　岩城　礼造
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西野　弘起
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後２時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６号

静岡市清水区蒲原小金296番地の１
債務者　フォーサムワン株式会社
代表者代表取締役　片瀬　信幸
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　門城亜紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２０号

兵庫県姫路市山吹一丁目６番66－２号
債務者　合同会社来夢
代表者代表社員　松田　久子
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊井　　翼
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３００号

さいたま市中央区下落合七丁目10番６号
債務者　有限会社ケイアール工業
代表者取締役　佐久間　啓
１　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲里　建良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後２時20分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７９５号

広島市安佐北区安佐町毛木530
債務者　株式会社煌
代表者代表取締役　上川　敏博
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前11時30分
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７号

広島県福山市瀬戸町大字長和213番地
債務者　寿建設興業有限会社
代表者代表取締役　小川　寿夫
１　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗栖　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時40分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１７４９号

名古屋市中区丸の内２丁目10番11号　リブラ丸の内６　206号室
債務者　株式会社リンクコーポレーション
代表者代表取締役　髙野　重治
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　昂央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部